

保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯への就学援助について

富山市教育委員会

富山市では、経済的な理由により、お子さんを小・中学校へ就学させるのにお困りのご家庭に対し、学校給食費や学用品費などの就学に必要な費用の一部を援助しています。

通常は、前年の所得に基づいて審査を行いますが、今年度に限り新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の収入が減少した世帯については、現在の世帯収入の状況を考慮した審査を行う特例措置を実施します。これにより、前年の所得では対象外の方も、支給対象となる場合があります。

※令和2年度に「否認定」と認定された世帯でも、再申請できます。その場合は、収入が減少したことがわかる書類を追加で提出してください。（2-⑤・⑥参照）

※令和2年度に「認定」とされた世帯の方については、改めて申請をする必要はありません。

1 援助の対象者

新型コロナウイルス感染症に伴う失業または減収等により、収入が大幅に減少した世帯で、令和2年4月から6月の収入状況を考慮し算出した同居の家族全員の年間所得金額が、令和2年度認定基準額（生活保護基準額の1.2倍）未満となる世帯の方

※祖父母等で、住民票を別にしている（世帯分離）が、同じ家に住んでいる場合や、単身赴任などにより、その世帯の生計を維持する方が他の場所に住んでいる場合も、同居の家族に含まれます。

＜令和2年度認定基準額（目安）＞

※この金額は目安です。家族の世帯構成、年齢、家賃等により、認定となる所得の基準額が変わります。この目安額を超えていても認定される場合や、目安額以内でも認定されない場合があります。収入目安は給与所得者の収入額の目安です。

区分	家族構成	親42歳 40歳 子（中1）、子（小1）	親40歳 子（中1）	親35歳 子（小1）、子（4歳）
持家の場合	所得基準額 (収入目安)	330万円 480万円	262万円 395万円	291万円 432万円
	所得基準額 (収入目安)	378万円 540万円	310万円 455万円	339万円 492万円

2 申請に必要なもの ※①～④をすでに提出されている場合は、⑤と⑥のみ提出してください。

① 「富山市就学援助認定申請書（家計急変用）」

（申請書は、学校から受け取るか、富山市のホームページからダウンロードできます。）

②同居している方全員の住民票の写し（申請日から3ヶ月以内のもの）

③令和元年中の所得に関する証明書（同居している方全員分）

対象者	提出書類（コピーで可）
<input type="checkbox"/> 給与収入のみの方	次のうち、いずれか一つ <ul style="list-style-type: none"> 令和元年分給与所得の源泉徴収票（複数ある場合は、すべて提出） 令和元年分所得税確定申告書の控え（第1表・2表） 令和2年度（令和元年分）市・県民税申告書の控え 令和2年度（令和元年分）所得・課税証明書 令和元年中の年金額が確認できるもの。 (年金証書、年金振込通知書、年金振込額がわかる通帳の写し等)
<input type="checkbox"/> 老齢年金収入のみの方	
<input type="checkbox"/> 給与所得、老齢年金以外の所得（事業所得）がある方 <input type="checkbox"/> 2種類以上の所得がある方 (例) 紙与所得+老齢年金	次のうち、いずれか一つ <ul style="list-style-type: none"> 令和元年分所得税確定申告書の控え（第1表・2表） 令和2年度（令和元年分）市・県民税申告書の控え 令和2年度（令和元年分）所得・課税証明書
<input type="checkbox"/> 収入がない方 ※収入がなく、配偶者等の扶養に入っており、配偶者等の提出書類でその事実が確認できる場合は不要。	次のうち、いずれか一つ <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度（令和元年分）市・県民税申告書の控え 令和2年度（令和元年分）非課税証明書

④その他添付書類（該当者のみ提出）

<input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書の写し
<input type="checkbox"/> 障害年金・遺族年金受給者	令和元年中の年金額が確認できるもの (年金証書、年金振込通知書、年金振込額がわかる通帳の写し等)
<input type="checkbox"/> アパート等の入居者	令和元年分の家賃の金額が確認できるもの (賃貸借契約書、領収書等)

⑤収入等申立書

（様式は学校から受け取るか、富山市のホームページからダウンロードできます。）

⑥収入が減少したことが分かる書類（次のうち該当するもの。収入が減少した方全員分。）

区分	提出書類	期間
給与収入の方（収入減の場合）	給与明細書、給与証明書	令和2年4月～6月分
給与収入の方（離職等の場合）	離職票や退職証明書	令和2年4月以降のもの
自営業の方	売上及び経費等がわかる帳簿等	令和2年4月～6月分

※①～④をすでに提出されている場合は、⑤と⑥のみ提出してください。

※証明書類等はお返しえきませんので、あらかじめコピーしたものをお提出ください。

3 申請期間

令和2年7月6日（月）から申請を受け付けます。

※令和2年度の就学援助をすでに申請された方には、7月上旬に認定結果を通知しますので、通知が届くまでお待ちください。「否認定」と認定された世帯には、個別に特例措置のご案内を送付します。

4 提出期限

令和2年8月5日（水）必着

上記期限までに不備のない状態で、学校教育課に届いている必要があります。

上記期限までに提出され、認定条件を満たしている場合は、令和2年4月分まで遡って認定されます。上記期限を過ぎますと、2学期以降の認定となり、4月分からの支給を受けることが出来ませんのでご注意ください。

上記以降の締め切り日は次のとおりです。（通常の就学援助と同日になります。）

2学期…11月19日（木） 3学期…令和3年2月18日（木）

5 提出先

学校教育課に申請書等を提出してください。（郵送可）

※提出いただいた書類の内容について、確認をとる場合がありますので、連絡先を必ず記入してください。

郵送先：〒930-8510

富山市新桜町7番38号

富山市教育委員会 学校教育課 学務係

6 その他

- 援助種類と支給内容については、通常の就学援助と同じです。
「就学援助制度についてのお知らせ」を参考にしてください。
- 認定の方には、9月下旬に学校を通じて、お知らせします。否認定の方には、郵送でお知らせします。
- 就学援助申請後、世帯状況に変更（婚姻や転居等）があった場合は、必ず学校へご連絡ください。
- この募集は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯を対象としています。

お問い合わせ先：富山市教育委員会学校教育課
(TEL 076-443-2134)